

令和5年度第19回庁議 議事要旨(記録)

開催日 令和5年11月6日 (月曜日)
開催場所 市長公室
開始時間 午前 10時00分
終了時間 午前 10時40分

庁議内容	
付議	1 市民芸術小ホール、市民総合体育館、郷土文化館、古民家、有料公園施設及び有料広場施設の指定管理候補者の選定について 2 富士見台四丁目自転車保管場所跡地の売却について
報告事項	3 令和5年度国立市役所自衛消防訓練の概要について
その他報告	4 くにたち人権月間2023について

出席者(14名)

庁議メンバー (12名)	市長 副市長 教育長 政策経営部長 行政管理部長 健康福祉部長 地域包括ケア・健康づくり推進担当部長 子ども家庭部長 都市整備部長 基盤整備担当部長 会計管理者 教育部長
代理出席者 (2名)	まちの振興課長 (生活環境部長代理) 議会事務局次長 (議会事務局長代理)

【付議】 1. 市民芸術小ホール、市民総合体育館、郷土文化館、古民家、有料公園施設及び有料広場施設の指定管理候補者の選定について 説明員：行政改革・情報政策担当課長 <内容> (内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり) 2. 富士見台四丁目自転車保管場所跡地の売却について 説明員：総務課長 <内容> (内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)
【報告事項】 3. 令和5年度国立市役所自衛消防訓練の概要について 説明員：総務課長 <内容> 令和5年度国立市役所自衛消防訓練の概要について報告があった。
【その他報告】 4. くにたち人権月間2023について 説明員：人権・平和担当部長 <内容> 「くにたち人権月間2023」の概要について説明があった。

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和5年11月6日開催）

付議事案名：くにたち市民芸術小ホール、くにたち市民総合体育館、くにたち郷土文化館、国立市古民家、有料公園施設及び有料広場施設の指定管理候補者の選定について

提案課 政策経営部 政策経営課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
- ② （庁議で集約）後公開します

（※②をチェックした場合、その理由）

--

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）
くにたち市民芸術小ホール、くにたち市民総合体育館、くにたち郷土文化館、国立市古民家、有料公園施設及び有料広場施設について、指定管理者制度を活用しており、いずれも「くにたち文化・スポーツ振興財団」を指定管理者として指定している。この指定期間が平成31年4月1日～令和6年3月31日であるところ、引き続き「くにたち文化・スポーツ振興財団」を令和6年度以降の指定管理者候補者に選定するため、付議するもの。

2. 経過及び現状
令和4年11月29日 対象施設における指定管理者制度の活用及び今後のスケジュールについて報告
令和5年4月25日 対象施設に係る令和6年度以降の指定管理に関する方向性について庁議付議
令和5年6月2日 令和5年度第1回国立市指定管理者選定委員会の開催し、市で検討した指定期間、選定基準等に対し、委員から意見を聴取
令和5年7月10日 指定管理者選定委員会からの報告書、報告書を踏まえた対応及び今後のスケジュールについて庁議報告
令和5年10月13日 令和5年度第2回国立市指定管理者選定委員会を開催し、対象施設の指定管理者の指定申請者から提出された事業計画書等を審査

3. 具体的な措置
庁議にて確認後、令和5年第4回定例会に指定管理者の指定に関する議案を提出する等、令和6年4月1日からの指定管理に向けた手続を進める。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】
特になし。

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和5年11月6日開催）

付議事案名:富士見台四丁目自転車保管場所跡地の売却について

提案課 行政管理部 総務課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
- ② (庁議で集約) 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）
富士見台四丁目自治会に当該地の一部を無償貸し付けの後、残地の活用について行政利用による活用の再検討、「住居系用途地域にある市有地（普通財産）の有効活用に関するサウンディング調査」を実施したが、行政利用及び貸付による事業運営は困難と判断し、『低・未利用地の活用方針』の通り当該用地は売却とし、令和5年度当初予算に用地売却に向けた予算を計上した。
ここで売却するための測量等業務委託が完了し、また売却するための諸条件を整理したので、当該地を売却することについて庁内合意を図ることを目的に付議するものである。

2. 経過及び現状
・『低・未利用地の活用方針』（平成25年11月）において「期限を決めて活用方法を検討し、決まらなかった場合は売却」と決定する。
・平成29年度当初予算に売却関連経費を計上。一方、市道406号線道路拡幅整備事業による富士見台四丁目自治会の倉庫への対応、矢川プラスの整備など、富士見台四丁目自治会集会施設をめぐる検討事項が重なり、当該地の活用について再検討し、売却に向けた関連経費を減額補正した。
・令和2年第4回定例会において、富士見台四丁目自治会に当該地の一部（133.83㎡）を無償貸付することの議案を提案し可決される。
・残地の活用について、改めて行政利用による活用の再検討、「住居系用途地域にある市有地普通財産）の有効活用に関するサウンディング調査」を実施したが、行政利用及び貸付による事業運営は困難と判断し、『低・未利用地の活用方針』の通り当該用地は売却とし、令和5年度当初予算に用地売却に向けた予算を計上した。
・売却するための測量等業務委託が完了し、また売却するための諸条件を整理した。

3. 具体的な措置
当該地の売却に向けて、市報11/20号にて売却の告知、市報12/5号にて売却概要を告知する。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】

- ・サウンディング調査では、不動産事業者から意見を聴いているか。
→ 貸付の場合に関して、不動産事業者から意見を聴いているが、面積や用途地域から活用が難しい状況となった。
- ・本件の売却は議会の議決を要するか。
→ 土地の売払いの場合、5,000平方メートル以上の場合に限られるため、議会の議決は要しない。